

2026 年 8 月 1 日

デジタル超音波探傷器
製造・販売取扱関係者各位

(一社) 日本非破壊検査協会
認証事業本部

非破壊試験技術者資格試験における デジタル超音波探傷器の持込み機種登録申請のご案内

非破壊試験技術者資格試験 UT1, UT2 の実技試験において、ポータブル型デジタル超音波探傷器 (以下、探傷器) の持込み使用を認めています。持込み受験実施に当たり、試験の公平性確保並びに試験実施上の制約のため、一定の条件 (登録申請要領に記載) を満足する探傷器に限定します。このため、事前に探傷器を審査し、持込み条件を満足する機種を『持込み機種』として登録・公表します。『持込み機種』として事前に登録・公表された探傷器以外は、持込条件を満足することが明らかであっても、持込み受験を認めることは出来ません。

つきましては、本要領により「持込み機種登録申請」を受け付けますので、要領に記載された条件を満足する探傷器を製造・販売している関係各位は、登録申請していただきますようお願い申し上げます。

なお、持込み条件は、今後の検討により若干の変更が生じる場合があることを申し添えます。この件に関するお問合せは、下記申請先をお願いします。

申請要領をご確認の上、登録申請をご検討頂きますようお願い申し上げます。

デジタル超音波探傷器 持込み機種 登録申請要領

ポータブル型デジタル超音波探傷器 (以下、探傷器) を製造・販売している関係各位には、下記の要領に従って『持込み機種』の登録申請をしていただきますようお願い申し上げます。

1. 持込み対象となる探傷器の条件 (持込条件)

- ① 探傷器の電源は AC 電源又はバッテリーにて使用できること。
バッテリーは少なくとも 3 時間の使用に耐えるものであること。
- ② 測定範囲の調整において、任意の数値に mm 表示で設定できること。
- ③ 探傷器の表示器上に音速値 (m/s), ゼロ点の値 (μ s 表示で小数第二位まで), 探傷感度 (dB), 測定範囲 (mm) 等の探傷器の調整状態や、ビーム路程 (mm), 斜角演算結果 (d, y) 等の探傷情報が探傷中に見易く表示されること。(JSNDI 仕様 R タイプ探傷器の表示文字サイズが目安)
- ④ STB-A2 試験片及び RB-41A 試験片のエコー高さ区分線作成が可能であること。
(区分線作成支援機能を有していてもよいが、自動作成機能の使用は認めない)
- ⑤ 探傷条件・探傷データの一括消去が、容易なキー操作で可能であること。
(一括消去とはイニシャライズ機能等の工場出荷状態に戻すような機能をいう)
- ⑥ 保存されているファイルの状況が、容易なキー操作で確認ができること。

2. 持込み機種の登録手順

次の手順で審査を実施し、持込条件に適合する機種を『持込み機種』として登録・公表します。

- ① 条件に適合する機種の「登録申請書」を作成し、「取扱説明書」と「メモリ (探傷条件及び探傷データ) 消去方法の説明書」を添えて申請 【申請者⇒当協会】
- ② 書類審査 【当協会】
- ③ 審査日程 (探傷器の搬入出時期・場所) の調整 【当協会⇔申請者】

- ④ 探傷器の確認審査【申請者・当協会】
- ⑤ 審査結果の通知【当協会⇒申請者】
- ⑥ 認定機種の公表（JSNDI ホームページ, 試験実施案内 等）【当協会】

3. 申請書類

次の3点を提出して下さい。申請書類は返却いたしません。

- ・『デジタル超音波探傷器 持込み機種 登録申請書』【様式 1】
- ・取扱説明書
- ・メモリ消去方法の説明書

登録申請書に記入欄がありますが、できるだけ図や写真の入った（別紙での）説明書を提出頂きますようお願いいたします。

4. 申請期間

- ・通年で申請を受け付けます。
- ・審査は年に2回、実施する予定です。
- ・1月末までに申請を行った場合は、4月中に確認審査を実施し、7月に公表を行う予定です。
- ・7月末までに申請を行った場合は、10月中に確認審査を実施し、翌年1月に公表を行う予定です。

5. 申請先・問合せ先

（一社）日本非破壊検査協会 試験業務課（担当：安達）

〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-25-14 京阪亀戸ビル 10 階

TEL: 03-5609-4014 / FAX: 03-5609-4062

E-mail: mochikomi2019@jsndi.or.jp

※上記問合せ先では、持込み機種登録申請に関するお問合せ以外は受け付けいたしませんのでご注意ください。

以上